

財政の健全化

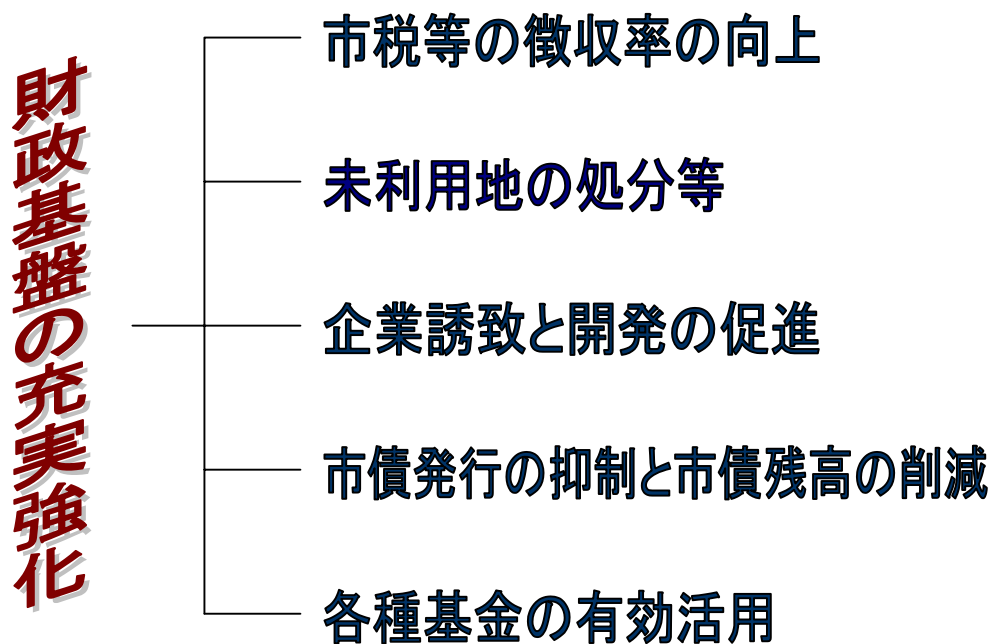
今後の三位一体改革など、財政環境の変化に対応して収支の均衡を保持するとともに、持続可能な財政基盤の構築を目指して、中期的な視点に立った財政健全化を進めます。

第5 財政基盤の充実強化

1 基本方針

基幹収入である市税収入の伸びが期待できない中、将来にわたって安定した市民サービスを提供するため、歳入の確保を図り、財政基盤の充実強化を目指します。

2 改革の体系



3 改革の方策

(1) 市税等の徴収率の向上

徴収率の低下は、市民の負担の公平や自主財源の確保の見地からも早急に対応すべき課題であり、今後も滞納繰越額の状況の把握、分析や口座振替制度の促進などを通して、徴収率の向上を目指します。

(2) 未利用地の処分等

行政目的として具体的な利用計画のない市有地については、積極的に売却等を推進し、財源の確保を図ります。

(3) 企業誘致と開発の促進

企業誘致による雇用の確保や土地区画整理事業による市街地の活性化や宅地の有効活用、開発基準等の見直しによる宅地化などを通して、人口の増加や産業の活性化、活力あるまちづくりを図り、市税等の増収に繋がります。

(4) 市債発行の抑制と市債残高の削減

市債の発行に当たっては、^{注11}地方交付税措置のある優良な市債の活用に努めるとともに、借入限度額を当該年度の元金償還額以内とし、普通建設事業を抑制することにより市債残高の削減に努めます。

(5) 各種基金の有効活用

各種基金のあり方について、基金の設置趣旨、効果等も考慮し、運用方法や基金規模等の見直しを図ります。

第6 市役所内の管理経費の徹底した削減

1 基本方針

定員適正化計画による職員数の削減や給与水準等をはじめ、事務執行に係る経費の削減など市役所内部の管理経費の削減について、今後さらに厳しく歳出の削減を図ります。

注11) 地方交付税措置

地方公共団体が国の基準に合った公共事業を行う場合に借りる市債に対し、その元利償還金の一部が国から交付されるもの。